

家畜伝染病発生予防規程の作成の手引き

平成23年9月

農林水産省消費・安全局動物衛生課

目 次

第 1 総論

第 2 病原体取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関する職務並びに組織に関すること（第56条の18第 1 項第 1 号）

第 3 家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関すること（第56条の18第 1 項第 2 号）並びに家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること（第56条の18第 1 項第 6 号）

第 4 取扱施設の維持及び管理に関すること（第56条の18第 1 項第 3 号）

第 5 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること（第56条の18第 1 項第 4 号）

第 6 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること（第56条の18第 1 項第 5 号）

第 7 法第46条の15の規定による記帳及び保存に関すること（第56条の18第 1 項第 7 号）

第 8 家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に関すること（第56条の18第 1 項第 8 号）

第 9 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関すること（第56条の18第 1 項第 9 号）

第10 災害時の応急措置に関すること（第56条の18第 1 項第10号）及びその他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項（第56条の18第 1 項第11号）

第1 総論

(具体的な記載内容のイメージ)

家畜伝染病発生予防規程の作成者及び作成方法等

(記載にあたっての留意事項)

- 1 家畜伝染病発生予防規程は、家畜伝染病病原体の許可所持者が病原体の所持の開始前に作成し農林水産大臣に届け出ることとなっている（家伝法第46条の12第1項）ことから、家畜伝染病発生予防規程で定義付けるところの所持者は、家畜伝染病病原体所持許可証に記載される許可所持者（例：法人であれば法人の代表者）と同一でなければならない。（許可所持者の委任を受けて許可所持者以外の者が各種の申請等を行う場合であっても、家畜伝染病発生予防規程で定義付けるところの所持者は許可所持者とする。）
- 2 事業所内で家畜伝染病病原体の管理に関する既存の規程があり、家畜伝染病予防法施行規則（第56条の18第1項）で定める内容を含むものであれば、当該既存の規程のいずれの部分が法に規定する家畜伝染病発生予防規程に相当するものなのかを明示した上で、家畜伝染病発生予防規程に代えて差し支えない。

[記載例]

(〇〇規程)

第〇条 本規程は、家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病病原体の許可所持者が作成し、農林水産省に届け出る家畜伝染病発生予防規程を含むものとする。

※1 家畜伝染病予防法施行規則（第56条の18第1項）で定める事項に対し、どの事項が相当する部分であるかを示した対照表等を添付すること。

※2 名称を「家畜伝染病発生予防規程」として提出する場合であっても、内容が家畜伝染病病原体以外の病原体も含む規定である場合は、上記と同様に対照表等を添付すること。

- 3 家伝法で規定されている家畜伝染病病原体の所持等に係る農林水産大臣への許可申請や届け出等の手続きについては、家畜伝染病病原体の許可所持者の職務として家伝法で規定されていることから、特に家畜伝染病発生予防規程に記載を求めるものではないが、家伝法上の対応を適切かつ円滑に実施するためには各施設内における手続きの方法も含めて記載することが望ましい。

第2 病原体取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関する職務並びに組織に関すること（第56条の18第1項第1号）

（具体的な記載内容のイメージ）

病原体安全管理委員会（仮称）の設置を含む事業所全体の組織体制、委員会の運営等（委員会の構成・運営は別途事業所ごとに規定。）、予防規程の制定・改廃等、立入検査等への立ち会い、従事者等への教育訓練、所持者に対する意見具申など、病原体取扱主任者の職務の規定。

（記載にあたっての留意事項）

- 1 都道府県及び政令市等の関係機関や法人の系列研究所等において、家畜伝染病発生予防規程の届出者（家畜伝染病病原体許可所持者）が知事や市町村長、法人の代表等である場合は、実質的な家畜伝染病病原体の管理者である施設長の職務も記載すること。

[記載例]

（家畜伝染病病原体所持者等）

第〇条 〇〇は、家畜伝染病病原体所持者として、家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病病原体の所持に係る「許可申請」及び「届出」等を行い、「家畜伝染病発生予防規程」を届け出るとともに、「病原体取扱主任者」を選任する。また、「教育・訓練」、「記帳」及び「滅菌譲渡義務者」として「滅菌等」を実施し、家畜伝染病病原体の「保管」、「使用」、「運搬」、「滅菌」等にあつては家畜伝染病予防法施行規則に規定する「施設の基準」に従って施設を維持し、又は「保管等の基準」に従って必要な措置を行う。さらに、災害時にあつては「応急措置」を行う。

- 2 〇〇施設長は、〇〇施設において取扱う家畜伝染病病原体の安全管理に関する事務を統括する。

- 2 病原体取扱主任者の選任について記載するとともに、家畜伝染病病原体の安全管理を行うための職務について具体的に記載すること。また、病原体取扱主任者が出張や長期の休暇等により不在の場合に病原体取扱主任者に代わって家畜伝染病病原体の安全管理に従事する場合や、病原体取扱主任者以外の責任者がいる場合も同様に、選任される者の職務等について具体的に記載すること。

[記載例]

（病原体取扱主任者）

第〇条 病原体取扱主任者は、立入検査等への立会い、施設の維持管理等その職務を遂行し、家畜伝染病病原体の取扱施設等に立ち入る者に対し、家畜伝染病予防法に基づく管理の実施又は家畜伝染病発生予防規程の実施を確保するための指示を行う。

3 病原体安全管理委員会（仮称）を設置する場合は、委員会の構成及び審議事項等について、できるだけ具体的に記載すること。なお、委員会を設置しない場合は、家畜伝染病病原体の安全管理に関する諸問題への対応及び実施状況の監視等の対処方法等について具体的に記載すること。

第3 家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関する事（第56条の18第1項第2号）並びに家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関する事（第56条の18第1項第6号）

（具体的な記載内容のイメージ）

管理区域の設定に関する事項、教育訓練や立入許可証の発行等管理区域、実験室等への立入制限に関する事項及び管理区域内の遵守事項等

（記載にあたっての留意事項）

1 管理区域の設定は、許可申請書の添付書類（平面図）でも確認できることから、管理区域内の施設を全部列挙しなくても差し支えない。

[記載例]

（管理区域の設定）

第〇条 管理区域とは、〇〇実験室、〇〇病原体保管施設、空調及び排水等に関わる設備区域及びその他家畜伝染病病原体の安全管理に必要な区域とする。

2 実験室等及び保管施設の出入口には、農林水産大臣が指定する標識を表示する旨を記載すること。なお、実験室等そのものが管理区域の場合は、「管理区域の出入口には」と記載しても差し支えないこと。

[記載例]

（標識の表示）

第〇条 〇〇実験室及び〇〇保管施設の出入口には、農林水産大臣が指定する標識を表示しなければならない。

- 3 どのような者に対して管理区域への立入制限を行うのか具体的に記載すること。また、家畜伝染病病原体の取扱い及び管理に従事する者以外が立ち入る場合の同行者の必要性や教育訓練についても記載すること。

[記載例]

(管理区域への立入制限)

第〇条 〇〇施設長は、〇〇職員、〇〇等の理由で管理区域への立入りを許可され、身分証の発行を受けた者及び臨時に管理区域への立入りを許可され許可証の発行を受けた者以外の管理区域への立入りを禁止する。

- 2 臨時に管理区域への立入りを許可する場合にあつては、第〇条に規定する教育訓練を行った上で、立入りに当たっては、病原体取扱主任者又は病原体取扱主任者が指名した者が同行しなければならない。ただし、教育訓練を行う項目について、既に十分な知識及び技能を有していると病原体取扱主任者が認める者に対しては、当該項目についての教育訓練を省略することができるものとする。

- 4 教育及び訓練の対象者ごとに、教育及び訓練の具体的な内容及び実施回数について記載すること。なお、取扱等業務に従事する者は管理区域に立ち入る者と立ち入らない者（例えば、管理業務に従事する事務職員等）に区分し記載すること。

[記載例]

(教育訓練)

第〇条 家畜伝染病病原体の取扱いに関する教育及び訓練については、管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次の各号に定めるところにより3年を超えない期間ごとに施さなければならない。

なお、病原体の取扱等業務に従事しない者の教育及び訓練については、対象者に応じた必要最低限の教育等を適宜施さなければならない。

- 一 病原体の取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者は、次によること。

イ 家畜伝染病病原体の性質

ロ 家畜伝染病病原体の管理

ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令

ニ 家畜伝染病発生予防規程

- 二 病原体の取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らない者は、次によること。

- イ 家畜伝染病病原体の管理
- ロ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
- ハ 家畜伝染病発生予防規程

5 設備のメンテナンスに立ち入る者及び施設の見学者など病原体の取扱等業務に従事しない者に臨時に管理区域への立入りを許可する場合の教育訓練(対象者に応じた必要最低限の教育)に関しては、家畜伝染病発生予防規程に定める必要はないが、予め、その内容を細則等に定めておく必要がある。

※ 専用防護具の着用義務、飲食・喫煙・化粧の禁止、無許可での物品の持込及び持出の禁止、関連機器の保守管理の目的以外に実験器具等に触らないこと、退出時には手指の洗浄等を行うこと及び病原体取扱主任者の指示に従うことなど管理区域内で遵守しなければならない事項。

6 管理区域内における遵守事項について、家畜伝染病発生予防規程で示す必要があるが、施錠及び鍵の管理、飲食・喫煙・化粧の禁止及び退出時の汚染除去など、「病原体の使用、保管、運搬及び滅菌譲渡に関すること(第56条の18第1項第4号)」と重複する事項が多いことから、特に管理区域内における遵守事項として記載する必要はない。

第4 取扱施設の維持及び管理に関すること(第56条の18第1項第3号)

(具体的な記載内容のイメージ)

定期的な点検やこれを受けた必要な措置及び点検結果の記録等。

(記載にあたっての留意事項)

1 定期的な関連機器の点検について、BSL3等施設及び関連機器(安全キャビネット・滅菌等設備及び保管庫など)が正常に作動するか、例えば安全キャビネットについては「風速・風量試験、密閉度試験及びエアフィルター性能試験を年1回実施し、陰圧維持装置の排気ファンは主にファンベルトの張り及び消耗品の劣化状況の確認、異音等の発生の有無、内部の汚れなどの点検を行う」など、具体的に記載すること。また、必要な措置についても「不都合等があれば交換や修理等の必要な措置を講じる」など、具体的に記載すること。

なお、施設の点検については、必ずしも外部の専門業者による点検である必要はなく、各施設において点検実施可能な項目については、各施設で実施しても差し支えない。

[記載例]

(施設の維持管理)

第〇条 病原体取扱主任者は管理区域の施設を1年に1回以上定期点検し、施設基準に適合していることを確認し、これを1年間保管すること。

2 病原体取扱主任者は、管理区域内の関連機器を、次の各号に掲げる事項について1年に1回以上定期的に点検し、不都合等あれば交換や修理等の必要な措置を講じることにより、その機能の維持を図るとともに、その結果を記録し、これを1年以上保存すること。

- 一 BSL3施設 空調、風量、制御盤、エアフィルター、・・・
- 二 安全キャビネット 風速、風量、フィルター、密閉度、・・・
- 三 滅菌設備 配管、安全弁、フィルター、運転調整、・・・ 等

2 日常的な施設の維持管理については、実験室内の清掃記録や関連機器の点検(外観や作動性など)等について各施設毎に実施する事項を具体的に記載しておくことが望ましい。

第5 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること(第56条の18第1項第4号)

(具体的な記載内容のイメージ)

病原体の保管等の基準の各事業所での運用方法。

(記載にあたっての留意事項)

1 家畜伝染病病原体の保管については、専用の密封できる収納容器(ゴムキャップ等で密栓した試験管やマイクロチューブ等)に納め特定の保管庫に保管し、確実な施錠と適切な鍵の管理を行う事について具体的に記載すること。その他収納容器に家畜伝染病病原体を識別するための記号・番号等の表示付けなど必要に応じた遵守事項を記載すること。

[記載例]

(病原体の保管)

第〇条 要管理家畜伝染病病原体の保管については、密封できる収納容器に納め、〇〇保管施設の〇〇保管庫に保管し、当該保管施設及び保管庫には確実な施錠を行うこと。なお、収納容器には要管理家畜伝染病病原体を識別するための記号・番号の表示付けを行うこと。

2 保管庫の鍵は病原体取扱主任者が管理すること。

2 家畜伝染病病原体の使用については、安全キャビネットの使用に際しての遵守事項、専用の衣服や防護具の着用、退出時の汚染除去、排気・汚染排水・汚染物品の滅菌等、実験に関与しない動物の持込み禁止、入退室時の手順など第56条の24に規定する項目の運用方法を具体的に記載すること。

また、家畜伝染病予防法施行規則に技術上の基準としてバイオセーフティー上の一般的な基準が定められていない場合においても、実験室バイオセーフティー指針（WHO第3版）に記載されている事項を参考とするなど、各事業所において適切な病原体封じ込めに関する事項を定めておくことが望ましい。

3 家畜伝染病病原体の運搬については、家伝法に基づき適正に運搬する旨を記載すること。

[記載例]

（病原体の運搬）

第〇条 家畜伝染病病原体の運搬については、家畜伝染病予防法施行規則に規定する運搬の基準に従わなければならない。

4 家畜伝染病病原体の滅菌等の方法について、汚染物品等と排水の滅菌等に分けて具体的に記載すること。また、家畜伝染病病原体の所持を要しなくなった場合等における手続においても記載しておく事が望ましい。

[記載例]

（病原体の滅菌譲渡）

第〇条 家畜伝染病病原体及びこれに汚染されたおそれのある物品並びに排水の廃棄に当たっては、家畜伝染病予防法施行規則に規定する方法に従い処理しなければならない。

2 家畜伝染病病原体について、所持を要しなくなった場合等においては、文書で〇〇施設長に報告しなければならない。報告を受けた〇〇施設長は、家畜伝染病予防法に基づく所定の届出を行った上で滅菌等を実施しなければならない。

※ 各施設における手続に則して規定して差し支えない。

第6 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関する事（第56条の18第1項第5号）

（具体的内容のイメージ）

病原体のみだりな移動の制限、受入れ・払出しの手続等

(記載にあたっての留意事項)

- 1 新たに入手した家畜伝染病病原体を保管しようとする場合及び他事業所へ家畜伝染病病原体を分与する場合について、事業所内での承認等の実際の手続について具体的に記載すること。

[記載例]

(病原体の受入れ、払出し及び移動の制限)

- 第〇条 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体を新たに保管しようとするとき、又はこれらの家畜伝染病病原体を用いて新たに実験室を使用するときは、予め〇〇施設長に承認を受けなければならない。
- 2 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体の外部機関への分与については、予め〇〇施設長に承認を受けなければならない。
 - 3 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体を外部から受け入れるときは、予め〇〇施設長に承認を受けなければならない。
 - 4 病原体取扱主任者は、第1項で承認を受けた事項の一部又は全部に変更の必要が生じた場合は、新たに〇〇施設長に承認を受けなければならない。
 - 5 〇〇施設長は第1項から第4項までに関する承認を行った場合、家畜伝染病予防法に基づく申請又は届出等の手続を遅滞なく行わなければならない。

※ 各施設における手続に則して規定して差し支えない。

第7 法第46条の15の規定による記帳及び保存に関すること（第56条の18第1項第7号）

(具体的内容のイメージ)

病原体の管理、人の立入り等に係る帳簿の作成・保管方法等

(記載にあたっての留意事項)

- 1 家畜伝染病予防法施行規則に規定する、帳簿に記載しなければならない事項を示すとともに、保存期間を具体的に記載する。なお、帳簿を作成し、取扱様式等として家畜伝染病発生予防規程に添付すること。また、この帳簿は家畜伝染病病原体の数量を保管容器数で把握できるものであること。

なお、別紙として要管理家畜伝染病病原体の保管等を行う場合の「家畜伝染病病原体台帳」を示すので参考とすること（このほかにも取扱施設の点検

状況に関する記帳が必要。)。ただし、これはあくまでも記載例であり、各施設における病原体の取扱状況等に応じて過度の負担にならないよう実際に記帳する者の意見を十分に反映させた記帳様式であることが望ましい。

[記載例]

(記帳)

第〇条 要管理家畜伝染病病原体については、家畜伝染病予防法施行規則で規定する帳簿を備え、病原体の保管、使用及び滅菌譲渡等、施設の点検について記帳すること。

なお、帳簿は1年ごとに閉鎖し、それを1年間保存しなければならない。

第8 家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に関すること（第56条の18第1項第8号）

(具体的内容のイメージ)

病原体の取扱いに係る情報へのアクセス制限等。

(記載にあたっての留意事項)

- 1 家畜伝染病病原体の情報の管理について具体的に示すこと。

[記載例]

(情報管理)

第〇条 重点管理家畜伝染病病原体の情報セキュリティ管理は、できる限り情報の漏洩がないよう次の各号により適切な管理を行うこと。

一 重点管理家畜伝染病病原体の保管等に関する書類は、常に鍵のかかるキャビネット等で保管し、その鍵は病原体取扱主任者が管理すること。

二 重点管理家畜伝染病の保管等に関する電子媒体による情報については、LAN等に接続されていないセキュリティワイヤで固定されたパソコンに保管し、限られた者しかアクセスできないようにすること。

三 家畜伝染病病原体の保管等に関する情報は、必要の無い者には提供しないこと。

第9 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関すること（第56条の18第1項第9号）

(具体的内容のイメージ)

病原体の盗取、所在不明等の事故発見時の手続等。

(記載にあたっての留意事項)

- 1 事故が生じた場合の具体的な措置を示すこと。なお、保管庫の施錠等異常の有無の確認及び家畜伝染病病原体の使用時における保管数の確認など事故を速やかに探知できる体制であることが望ましい。

[記載例]

(事故と対応)

第〇条 家畜伝染病病原体を使用等する職員等は、当該病原体の使用等に係る記帳を実施する際に、使用した病原体の保管数等の確認、保管庫の施錠の確認等を実施し、保管する家畜伝染病病原体の異常の有無を確認すること。

2 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故を発見した者は次の各号の措置を行うとともに、直ちに病原体取扱主任者に報告しなければならない。

- 一 盗取、所在不明等の家畜伝染病病原体の種類及び量を確認する
- 二 窓・扉等の破損等のある場合は、侵入防止対策を講じる
- 三 盗取、所在不明等の際に病原体の容器の破損等があり、当該病原体により周囲の汚染が考えられる場合は、病原体の拡散防止を行う。

3 事故の報告を受けた病原体取扱主任者は、遅滞なく、発見者氏名、事故発生又は確認日時及び場所、家畜伝染病病原体の種類と量並びに事故の概要等の事項について確認の上、〇〇施設長に報告すること。

4 〇〇施設長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告するとともに、場合によっては調査委員会を設置し、原因究明と再発防止の処置を検討すること。

第10 災害時の応急措置に関すること（第56条の18第1項第10号）及びその他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項（第56条の18第1項第11号）

(具体的内容のイメージ)

病原体の盗取、所在不明等の事故発見時の手続等。

(記載にあたっての留意事項)

- 1 家畜伝染病予防法施行規則で規定する災害時の応急措置について、具体的な措置を示すこと。

[記載例]

(災害時の応急措置)

第〇条 〇〇施設長は、地震、火災その他の災害が発生し、病原体の安全管理に関し、本規程の定めによることができないと認めたときは、措置の実施者の安全を確保した上で、直ちに次の各号に定める応急措置を講じること。

- 一 火災が起こり、若しくは取扱施設又は保管施設に延焼するおそれがある場合には消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は消防法第24条の規程に基づき通報すること。
- 二 必要に応じて家畜伝染病病原体を安全な場所に移すとともに、家畜伝染病病原体の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう努めること。

2 その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防するために必要な措置を講じること。

家畜伝染病病原体台帳（記載例）

家畜伝染病病原体の種類：高病原性鳥インフルエンザウイルス（A/ chicken/miyazaki/k11/07）

受け入れ						払い出し			
受入年月日	由来・分与元	管理番号	保管形態	保管場所	受入者	払出年月日等	払出の目的及び使用・滅菌等、譲渡年月日	滅菌等の方法及び場所	払出・使用・滅菌従事者
2011.10.5	〇〇研究所	No 1 (3本)	冷凍・チューブ	A 冷凍庫	〇〇	2011.10.10 (1本)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 () 滅菌年月日：2011.10.12	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 () 場所：実験室内	払出:〇〇 使用:〇〇 滅菌:〇〇
						2011.10.20 (1本)	<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input checked="" type="checkbox"/> 譲渡 (△検査所) 年月日：	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 () 場所：	払出:〇〇 :譲渡〇〇
							<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 () 年月日：	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 () 場所：	
2011.10.20	実験室内で 培養・分注	No 2 (3本)	冷凍・チューブ	A 冷凍庫	〇〇	2011.10.22 (3本)	<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 () 年月日：	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 () 場所：実験室内	払出:〇〇 滅菌:〇〇
		No 3 (3本)					<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 () 年月日：	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 () 場所：	
2011.10.30	△△研究所	No 4 (9本)	冷凍・チューブ	A 冷凍庫	〇〇	2011.11.22 (6本)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 () 年月日：	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 () 場所：実験室内	払出:〇〇 使用:〇〇 滅菌:〇〇
						2011.12.22 (3本)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 () 年月日：	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 () 場所：実験室内	払出:〇〇 使用:〇〇 滅菌:〇〇

記載に当たっての注意事項

- 1 払出の目的及び使用・滅菌等、譲渡年月日の欄の年月日は、使用等と払出の日が異なる場合にのみ記載することとし、譲渡した場合は括弧内に譲渡先を記載して下さい（譲渡先が特定できれば、正式な法人名等を記載する必要はありません）。
- 2 滅菌等の方法の欄は、滅菌等を行った場合に※を参照に該当するものにチェックを入れて下さい。
 ※ 1：121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌、2：有効塩素濃度0.01%以上の次亜塩素酸ナトリウムでの1時間以上の浸漬、3：1分以上の煮沸、4：2.5%以上の水酸化ナトリウム水で30分以上の浸漬、5：その他（5の場合は括弧内に滅菌方法を記載すること）。
- 3 払出とは保管庫から病原体を持ち出すことをいいます。
- 4 同一の受入日に同一の事業所から入手した病原体は、複数の容器で入手しても同一の管理番号を付して管理を行うことができます。
- 5 法律の施行時にすでに該当病原体を所持しており、受け入れの状況が不明な項目がある場合は、「法律施行日以前に所持」と記載して下さい。